秋田県月間地震概況

秋田地方気象台

2026 年 10 月

【震央分布図】

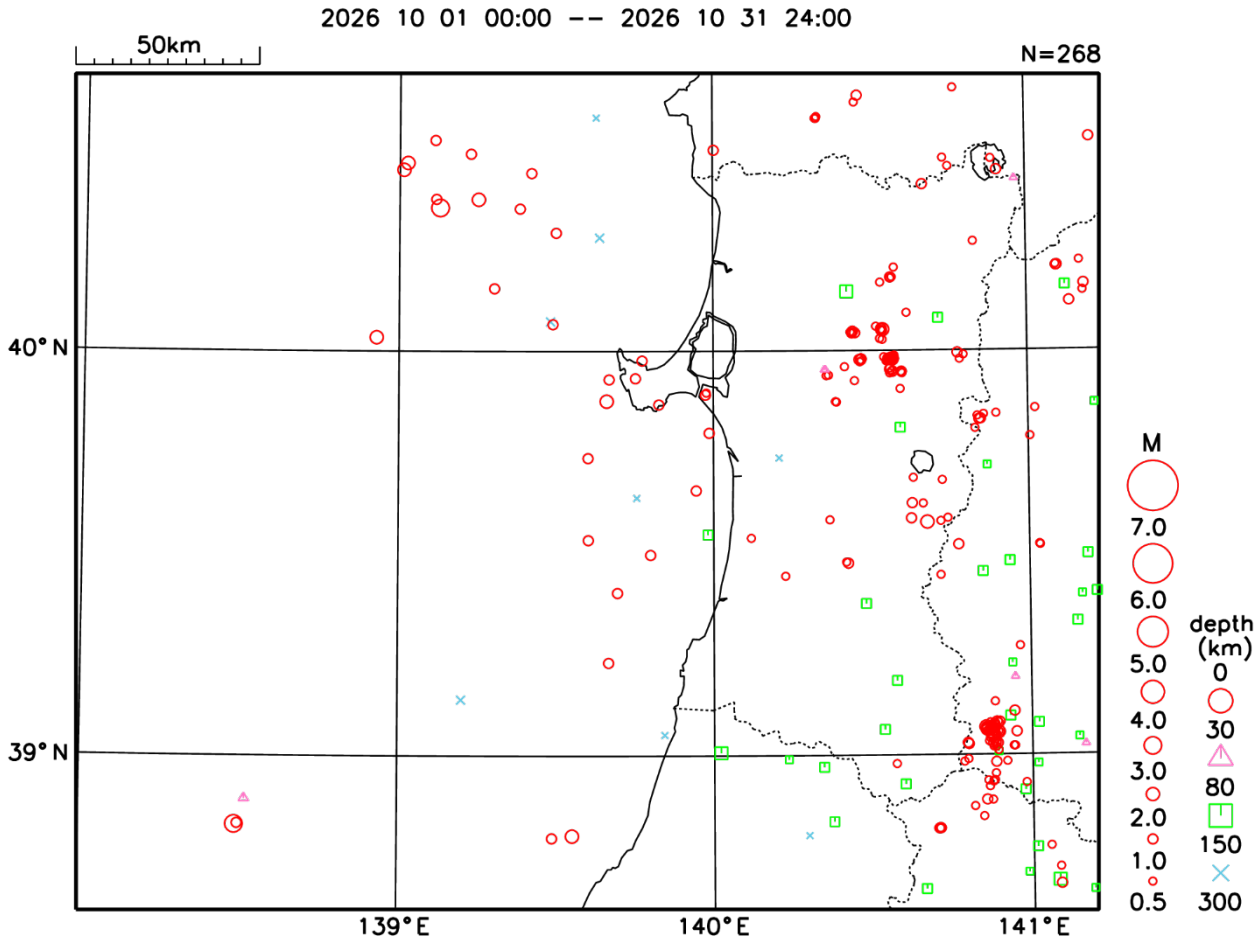

〈10 月 の 地 震 概 況〉

今期間、秋田県内で震度１以上を観測した地震は２回（９月 ： ４回）で、すべて図の範囲外を震源とする地震であった。

２日02時17分に三陸沖（図の範囲外）の深さ18kmでM5.1の地震が発生し、青森県、岩手県、宮城県で震度２を観測したほか、北海道から宮城県にかけて震度１を観測した。県内では由利本荘市、横手市、大仙市で震度１を観測した。この地震は太平洋プレートと陸のプレートの境界で発生した。

24日01時07分に岩手県沖（図の範囲外）の深さ17kmでM5.1の地震が発生し、岩手県で震度３を観測したほか、北海道から宮城県にかけて震度２～１を観測した。県内では井川町、にかほ市、大館市、大仙市等で震度１を観測した。この地震は陸のプレートの地殻内で発生した。

本件に関する問い合わせ先　　秋田地方気象台　TEL 018-864-3955
秋田地方気象台ホームページアドレス https://www.data.jma.go.jp/akita/

【震央分布図】

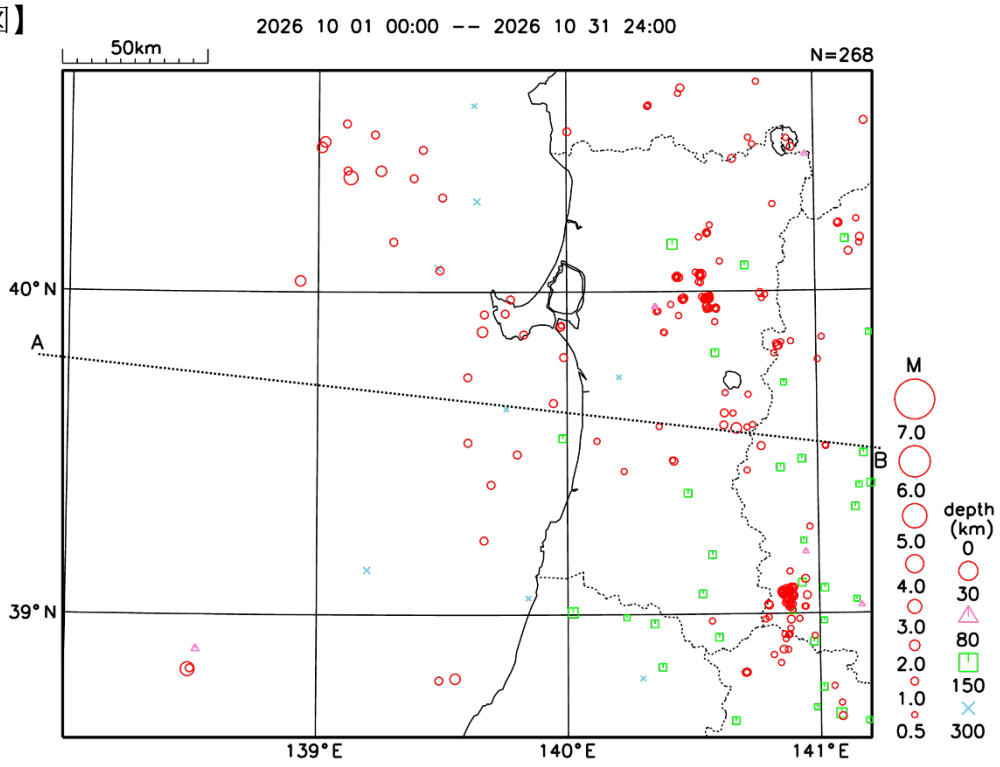

【断面図】（震央分布図内の直線Ａ－Ｂを断面として投影した震源の深さの分布）

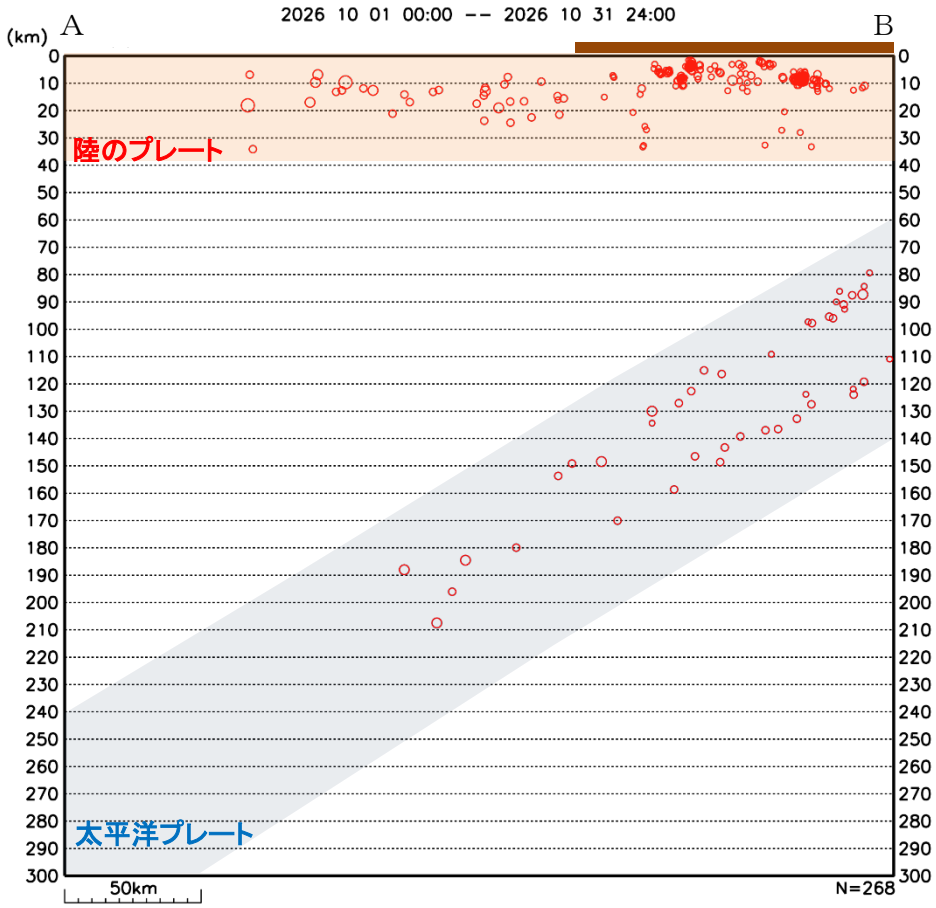

※ 太平洋プレート及び陸のプレートの位置は、地震発生状況を考慮して描いた大まかなものである。
※ ▬▬は陸地の大まかな位置を示している。
※ 陸地から離れた海域ほど、震源の深さ精度は良くない。
なお、海域地殻内の地震の震源（日本海の浅い地震など）は、実際にはより浅いものが多いと考えられる。

秋田県で震度１以上を観測した地震の表

※今後の精査により、震源や震度のデータが追加されることがある。

期間　2026年10月１日～2026年10月31日

発震時	震央地名	北緯	東経	深さ	規模
2026年10月02日02時17分	三陸沖	39°51.5'N	143°10.0'E	18km	M5.1
秋田県　震度１：	由利本荘市前郷＊　横手市中央町＊　横手市大雄＊　大仙市刈和野＊　大仙市高梨＊				
2026年10月24日01時07分	岩手県沖	40°18.8'N	142°45.2'E	17km	M5.1
秋田県　震度１：	藤里町藤琴＊　井川町北川尻＊　三種町森岳＊　由利本荘市前郷＊　にかほ市平沢＊ 大館市桜町＊　大館市比内町扇田＊　大館市早口＊　鹿角市花輪＊　小坂町小坂砂森＊ 北秋田市花園町　北秋田市新田目＊　横手市大雄＊　大仙市刈和野＊　大仙市高梨＊				

（注）地震の震源要素等は暫定値であり、再調査により変更することがある。
　　各地の震度は秋田県のみを示し、＊は地方公共団体または国立研究開発法人防災科学技術研究所の観測点である。

本資料は、国立研究開発法人防災科学技術研究所、北海道大学、弘前大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、高知大学、九州大学、鹿児島大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国土地理院、国立研究開発法人海洋研究開発機構、公益財団法人地震予知総合研究振興会、青森県、東京都、静岡県、神奈川県温泉地学研究所及び気象庁のデータを用いて作成している。また、2016 年熊本地震合同観測グループのオンライン臨時観測点（河原、熊野座）、2022年能登半島における合同地震観測グループによるオンライン臨時観測点（よしが浦温泉、飯田小学校）、2025 年トカラ列島近海における合同地震観測グループによるオンライン臨時観測点（平島、小宝島）、EarthScope Consortium の観測点（台北、玉峰、寧安橋、玉里、台東）のデータを用いて作成している。

防災メモ

冬季の地震への備え

冬が近づき、寒さも本格的になってきました。冬に地震が発生すると、雪による被害や火災などの二次災害が起こりやすくなります。また、積雪や吹雪によって救助活動が遅れたり、必要な物資が届きにくくなったりすることも考えられます。

地震はいつ発生するかわかりません。日頃からの備えに加え、冬に地震が発生した場合を想定して、今一度、ご家庭で地震への備えを確認しておきましょう。

●避難への備え



地震が発生したときは、まず自分の身を守ることが最も大切です。大きな揺れを感じたら、丈夫な机の下に入るなどして頭や体を守り、揺れが収まるまで安全な場所で行動しましょう。

積雪の多い地域では、屋根に積もった雪の重みにより建物が損傷しやすくなっています。地震の揺れによって家屋が倒壊したり、落雪や建物の変形によって屋内に閉じ込められたりするおそれがあります。日頃から屋根の雪下ろしや除雪を行い、雪による被害を防ぎましょう。



また、地震によってなだれが発生し、道路が通行できなくなる場合があります。さらに、屋根からの落雪や雪庇（せっぴ）の崩落が発生するおそれもあります。建物の周囲を移動する際は十分注意しましょう。

避難が必要になった場合に備え、あらかじめ複数の避難経路や避難場所を確認しておくことも大切です。

避難する際は、身の安全を確保したうえで、可能であれば電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めるようにしましょう。通電火災などの防止につながります。また、地震の揺れを感知して自動的に電気を遮断する「感震ブレーカー」の設置も、地震火災対策として有効です。

大雪や吹雪などの悪天候時には、無理な移動が危険となる場合があります。一方で、自宅に倒壊や土砂災害などの危険がある場合は、ためらわず避難してください。自宅に危険がなく、安全が確保できる場合は、自宅で生活を続ける「在宅避難」も有効な避難方法です。



また、悪天候や道路の寸断により、救助や支援が遅れることもあります。食料や飲料水、生活必需品などは、最低でも３日分、できれば１週間程度を目安に備蓄しておきましょう。

●火災への備え

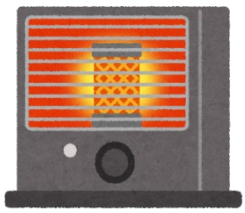

冬はストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなるため、地震による火災の危険性が高まります。暖房器具には、揺れを感知して自動的に消火する機能が付いているものもありますが、余熱などによって火災が発生する場合があります。暖房器具の周囲には、衣類や紙類など燃えやすい物を置かないようにしましょう。

また、暖房器具の点検や、灯油タンクの転倒防止対策、ガス漏れの有無の確認も行っておきましょう。

●寒さへの備え



　地震により停電やガスの供給停止が発生すると、普段使用している暖房器具が使えなくなることがあります。防寒着や毛布、使い捨てカイロなどを準備し、寒さから身を守るための備えをしておきましょう。また、停電に備えて、懐中電灯や携帯ラジオ、モバイルバッテリー、予備電池なども用意しておくと安心です。室内で火を使って暖を取る場合は、一酸化炭素中毒を防ぐため、こまめに換気を行いましょう。また、車内で暖を取るためにエンジンをかける場合は、マフラー周辺が雪でふさがれると排気ガスが車内に流入し、一酸化炭素中毒を引き起こすおそれがあります。定期的に除雪を行い、十分注意しましょう。

●感染症への備え



　冬は、低温や乾燥した環境を好むウイルスが活動しやすい季節です。また、避難所では多くの人が共同生活を送るため、感染症が広がるおそれがあります。

　マスクや手指消毒用品、体温計などを備蓄し、日頃から感染症対策を心掛けましょう。

●冬に限らず

　地震はいつ発生してもおかしくありません。

　特に冬は、寒さや積雪の影響により、地震による被害が大きくなるおそれがあります。大きな揺れを感じたときは、まず身の安全を確保し、その後、周囲の状況に応じて落ち着いて行動することが大切です。

　日頃から食料や飲料水などの備蓄、防寒対策、家族との連絡方法の確認を行い、いざという時に備えておきましょう。

　一人ひとりの日頃の備えが、自分や家族の命を守ることにつながります。この機会に、ご家庭で地震への備えを確認してみましょう。

家具等の固定

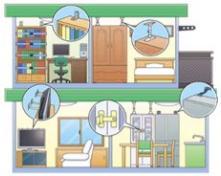

大地震が発生したときには「家具は必ず倒れるもの」と考え、転倒防止対策を確認。

- 家具等が転倒しないように 壁に固定の確認。
- ベッド頭上・高い場所に物を置かない確認。
- 暖房機器の転倒防止

避難場所・避難経路の確認



自治体のホームページや国土交通省ハザードマップポータルサイトなどから防災マップやハザードマップを入手し、避難場所、避難経路*を事前に確認。

屋外の高台等に一時避難する場合は、屋内への二次避難まで見据えた避難経路の確認。

避難行動要支援者は個別避難計画の確認。

＊日頃からの訓練等で想定している避難経路の凍結・積雪の状況を確認しておく。

出火・延焼防止に係る装備の確認



住宅用消火器等の準備、使用方法の再確認。

屋外灯油タンクが倒れないかの確認、燃料が安全に備蓄されて
いるのかの確認

火災警報器の電池切れ等の確認。

家族等との安否確認手段の取決め

別々の場所にいるときに災害が発生した場合でもお互いの安否を確認できるよう、安否確認の方法や家族の集合場所*などを、事前に連絡手段等を話し合っておく。

要配慮者は、連絡先を記入した紙などを携帯。

＊集合場所は屋外の高台等ではなく、風雪を避けられる場所とする

「災害伝言ダイヤル」
「171」に電話をかけ、伝言を録音

「災害用掲示板」
インターネットの掲示板サービスを使用して文字で情報を登録



避難生活等に備えた備蓄・装備の確認

電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に備えて、飲料水、食料品、燃料、携帯トイレ等の備蓄を確認。

停電時においても必要な情報を得るため、携帯ラジオ、予備バッテリー、 携帯電話の充電器等を確認。

寒冷下での避難に備え、しっかりとした防寒着、毛布、発熱剤入り非常食等の準備を確認。

要配慮者は、病気や障害に応じて必要となる薬、備品及び非常持出品の確認。

